

陳情第78号	受理年月日	平成30年5月14日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	子宮頸がん予防ワクチン被害救済について	
要旨	<p>平成25年6月に国が子宮頸がんワクチンの接種推奨を中止してことで5年目となるが、今も接種した10代、20代の女性を中心に頭痛やけいれん、激しい生理痛、歩行障害、睡眠障害など深刻な症状が続いている。</p> <p>北九州市でも一度は子宮頸がんワクチン被害者の市独自の救済制度が検討され、平成27年6月定例会において、北橋市長は被害に苦しむ方々への支援について前向きな姿勢を見せていた。</p> <p>国の救済手続が再開されたが、他の予防接種との公平性が保てないなどの理由で市の検討が打ち切られた。国も救済や就学に対する取り組みなどを始めたが、認定に時間がかかり、認められないケースもある。多くの被害者は学校を中退したり、就業や進学などができず、家庭内の不和や生活が困難になるなど新たな問題を生み出している。</p> <p>重篤な副作用被害が生じ、高額な医療費に苦勞している方々を放置するのは事実上の棄民政策である。製薬会社もまれに重篤な副反応が生じることが認めながら因果関係はわからないとしており、非協力的な医師や医療機関も少なくない。また、接種率が大きく低下したとはいえ、新たに副反応症状を訴える市民が出た場合の支援なども必要である。</p> <p>については、以下のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副反応被害者の就職、就労支援について職員雇用も含めて行うこと。事業者への理解促進などについて、当事者のニーズを踏まえ、労働局など関係機関と連携して努めること。また、大学進学についても相應の支援を行うこと。 2 学校と連携し、入院、療養中の生徒への特段の配慮を行うこと。 3 被害発生からの医療費の補償を速やかに行うこと。 	

- 4 市長、所管部局が市内の被害者と対面し、被害者救済に生かすこと。
- 5 接種者全員に対して市独自の実態調査を実施すること。
- 6 子宮頸がん予防ワクチンに限らず、ワクチンの副作用についての情報提供を積極的に行うこと。また、医師会、医療機関に対して指導、助言を行うこと。
- 7 日常生活上における介助など必要な支援措置を実施すること。
- 8 救済手続に必要な書類作成や患者の診療を適切に行うよう医療機関への指導を徹底すること。